

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会専門部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第13条第1項に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表1に掲げる組織とする。

(部会長)

第4条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、各部会毎に担当する佐世保市の所管の長が務める。

(部会長の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員などの出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 各専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(総括責任者)

第8条 専門部会の円滑な事務推進に資するため、各専門部会に総括責任者及び前条により分科会が設置された場合には当該分科会に総括責任者をそれぞれ置く。

2 総括責任者は部会長が選任する。

(報告)

第9条 部会長は、必要に応じ、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は、佐世保市の担当部門が行う。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会設置の日（告示の日）から施行する。

別表1（第3条関係）専門部会

専門部会名	佐世保市	江迎町	鹿町町
行財政改革推進部会	行財政改革推進局	総務課	総務課 企画財政課財政係
議会事務局部会	議会事務局	議会事務局	議会事務局
契約監理部会	契約監理室	総務課	建設課
企画調整部会	企画調整部	総務課	企画財政課企画係
総務部会	総務部	総務課	総務課
財務部会	財務部	総務課	企画財政課財政係 税務課
企業立地・観光物産振興部会	企業立地・観光物産振興局	経済課	産業振興課商工観光係 企画財政課企画係
農水商工部会	農水商工部	経済課	産業振興課
都市整備部会	都市整備部	建設課	建設課 生活環境課
土木部会	土木部	建設課	建設課
港湾部会	港湾部	建設課	建設課
市民・町民部会	市民生活部	住民課	総務課 福祉保健課
保健福祉部会	保健福祉部	住民課	福祉保健課 保育所
子ども未来部会	子ども未来部	住民課	福祉保健課
環境部会	環境部	住民課	生活環境課
病院部会	総合病院事務局	住民課	—
会計管理部会	会計管理室	会計課	会計課
選挙管理部会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局（総務課）	総務課
監査部会	監査事務局	監査事務局（議会事務局）	議会事務局
農業委員部会	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
教育部会	教育委員会	教育委員会	教育委員会
水道部会	水道局総務課	建設課	生活環境課水道係
消防部会	消防局総務課	総務課	総務課消防交通係
交通部会	交通局総務課	総務課	総務課消防交通係
地域行政部会	合併地域行政課	総務課	総務課